

# -OVER LIMIT 札幌 会員会則-

2017年8月1日改訂

2017年10月10日改訂

2018年4月10日改訂

2019年1月29日改訂

2019年10月1日改訂

## 第1条 (名称・所在地)

「OVER LIMIT 札幌」(以下、「本ジム」といいます。 )は、札幌市中央区南4条西1丁目栗林ビル3階所在の会員制ジムです。

## 第2条 (運営)

本ジムは、株式会社 BUTTI ON LINE(以下、「当社」といいます。 )が経営し、運営、管理を行います。

## 第3条 (目的)

本ジムは、会員が本ジムの施設を利用し、ブラジリアン柔術等のレッスンを受けることを通じて、会員の健康維持及び増進を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

## 第4条 (適用範囲)

本会則は、本ジムの会員、会員になろうとする方、及び体験レッスン受講者に適用されます。

## 第5条 (会員制度)

- 1 本ジムは、会員制とします。但し、体験レッスンの受講を当社所定の申込書により申し込み、当社がこれを許可した方は、本ジムのレッスンを受けることができます。
- 2 会員になろうとするものは、本会則に同意し、第7条の入会手続きを経ることにより入会することができます。

## 第6条 (入会資格)

以下のいずれか一つの項目に該当する方は、入会することができません。

- 1 医師により運動を禁じられている等、本ジムの施設利用に耐え得る健康状態にない方
- 2 4歳未満の未成年者の方、または4歳以上の未成年者のうち、本ジムの入会につき親権者の同意を得ていない方
- 3 暴力団その他反社会的組織に所属している方
- 4 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患している、または同疾病に罹患しているおそれのある方
- 5 過去に第13条により除名されたことのある方

## 第7条 (入会手続)

- 1 本ジムへの入会は以下の入会手続により行うものとします。
  - ① 会員になろうとする方(以下、「申込者」といいます。 )は、当社所定の申込書類を当社に

提出して頂きます。

- ② 当社は、申込者の入会資格を審査のうえ、所定の基準に該当する場合には、入会を承諾いたします。
- ③ 申込者は、第9条に定める入会金及びレッスン料を当社にお支払い頂きます。このお支払いをもって、申込者は会員資格を取得するものとします。

- 2 未成年者が本ジムの会員になろうとするときは、未成年者とその親権者が当社所定の申込書に連署し、申し込むものとします。この場合、親権者は、未成年者が成人するまでの間、本会則に基づいて未成年者に生じる責任を連帯して保証するものとします。

#### 第8条 (会員の区分)

会員は、以下の名称により区分されます。

- 1 ウィークリー会員：本ジムにて開催される任意のレッスンを月4回まで受けることができます。
- 2 マンスリー会員：本ジムにて開催されるレッスンを無制限(但し、プライベートレッスンを除きます。また、各会員区分に応じたレッスンに限ります)に受けることができます。マンスリー会員は以下のとおり区分されます。
  - ① フルタイム会員：満15歳以上(中学生を除く)の会員(男性及び女性)
  - ② レディース会員：満15歳以上(中学生を除く)の女性会員
  - ③ キッズ会員：満15歳未満(中学生の場合は満16歳未満)の会員
- 3 プレミアム会員：本ジムにて開催される全てのレッスンを無制限に受けることができるほか、当社が運営する「ヨガ メディテーションアカデミー 札幌」(札幌市中央区南2条西2丁目 HORIO ビル2階所在)のレッスン(但し、スペシャルレッスンを含みますが、プライベートレッスン、ダイエットコース、各種ワークショップ、及び資格取得コースを除きます)を無制限に受けることができます。  
なお、「ヨガ メディテーションアカデミー 札幌」のレッスンの受講の際には、同ジムの会則の適用を受けるものとします。

#### 第9条 (入会時の入会金等の支払)

- 1 全ての会員は、入会時に以下の入会金等の諸費用を支払うものとします。
  - ① 入会金 11,000 円(消費税込)
  - ② 事務手数料 5,500 円(消費税込)
  - ③ 当月分のレッスン料(日割計算)
  - ④ 翌月分のレッスン料
- 2 入会金はいかなる理由においてもこれを返還しないものとします。

#### 第10条 (レッスン料等)

- 1 ウィークリー会員のレッスン料は、1ヶ月 8,000 円(消費税込)となります。  
なお、月に4回のレッスンを受けることができなかった場合においても、レッスン料の払い戻しはいたしません。
- 2 マンスリー会員、及びプレミアム会員の1ヶ月あたりのレッスン料は以下の通りとします。
  - ① フルタイム会員 12,000 円(消費税込)

- ② レディース会員 8,000 円(消費税込)
  - ③ キッズ会員 7,000 円(消費税込)
  - ④ プレミアム会員 15,000 円(消費税込)
- 3 会員は、入会后、翌々月分のレッスン料の支払いを口座振替により行うこととし、口座振替日は、原則として前月12日とします(土日・祝日を挟む場合は前後します)。また、口座振替手続きが未了の場合には、1ヶ月分のレッスン料を、前月15日までに現金支払いにより、または当社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
  - 4 会員は、口座振替日までに、1ヶ月分のレッスン料に足りる金額を口座に預け入れするものとし、預入残高の不足により振替ができなかった場合には、1ヶ月分のレッスン料を、振替日の属する月の末日までに現金支払いにより、または当社指定の銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。
  - 5 会員は、振替不能の回数が2回に達する毎に、前項の振替不能のレッスン料の支払いに加えて、手数料として500円(消費税込)を支払うものとします。
  - 6 第7条2項の定めにより申込書に連署した親権者は、未成年が成人する月の支払いまで、未成年者と連帯して、会費納入の義務を負うものとします。
  - 7 会員は、変更開始月の前月20日までに、当社所定の変更届出書を、会員本人が本スタジオに来所のうえ提出する方法により会員区分を変更することができます。会員区分の変更は月単位とし、1回の変更につき変更手数料として3,240円(消費税込)の支払を要します。

#### 第11条 (退会・休会)

- 1 会員は、退会を希望する場合には、退会を希望する月の前々月20日までに当社所定の退会届出書を、会員本人が本ジムに来所のうえ提出することにより退会することができます。但し、月途中での退会はできないものとします。
- 2 入会時のキャンペーンにより入会金を免除した場合は、やむを得ない事情があるものとして当社が認める場合を除き、入会日から半年間は退会または休会できないものとし、会員が半年以内に退会(第13条による除名の場合を含みます)する場合においても半年間のレッスン料を支払う義務を負います。
- 3 会員は、休会開始月の前々月20日までに当社所定の休会届出書を、会員本人が本ジムに来所のうえ提出することにより休会することができます。但し、休会の期間は月単位とし、月途中からの休会はできないものとします。
- 4 休会期間中、レッスン料は生じませんが、月額2,100円(消費税込)の休会費の支払を要します。

#### 第12条 (会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当する場合には、本ジムの会員の資格を失うものとします。

- ① 会員が、前条の規定により、退会届出書を本ジムに提出し、当社がこれを承認したとき
- ② 会員が死亡したとき
- ③ 第13条により除名されたとき

#### 第 13 条 （会員の資格一時停止・除名）

当社は、会員が次の各号のいずれかの項目に該当した場合、会員の資格を一時停止し、または除名することができます。

- ④ 入会時に第6条各号に該当する事情があったことが判明したとき、または、入会後に第6条各号に該当する事情が生じたことが判明したとき
- ⑤ 当社の信用を毀損する行為に及んだとき
- ⑥ 当社のインストラクター・スタッフ、他の会員に対する暴力行為に及んだとき
- ⑦ 他の会員の名誉を傷つけ、または、著しい迷惑をかけたとき
- ⑧ 本ジムの施設・設備等を故意に破損したとき
- ⑨ 法令に反する行為または公序良俗に反する行為に及んだとき
- ⑩ 入会金、レッスン料の支払いを2ヶ月以上滞納したとき
- ⑪ 次条に定める禁止事項に反する行為に及んだとき
- ⑫ 本会則、その他本ジムの諸規則等に違反したとき
- ⑬ その他、本ジムの運営・管理に重大な支障を与える行為に及んだとき

#### 第 14 条 （禁止行為）

本ジムにおいては、以下の行為を禁止いたします。

- ① 当社の承諾なく、本ジムにおいて撮影・録音する行為
- ② 当社の承諾なく、本ジムに関する情報、または他の会員の情報をインターネット上に流布する行為
- ③ 本ジムにおける営業、宣伝、勧誘、宗教活動、販売等の行為
- ④ 当社のインストラクター・スタッフ、他の会員を誹謗、中傷する行為
- ⑤ 当社のインストラクター・スタッフ、他の会員に対する威嚇行為、暴力行為、ストーカー行為
- ⑥ 物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる行為
- ⑦ 本ジムの施設・器具・備品を損壊する行為
- ⑧ 本ジムの器具・備品を承諾なく持ち出す行為
- ⑨ 当社のインストラクター・スタッフ、他の会員を待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
- ⑩ 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で当社のインストラクター・スタッフを拘束する等の迷惑行為
- ⑪ 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為
- ⑫ 刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為
- ⑬ 金銭の授受・貸借、政治活動、署名活動等の行為
- ⑭ 高額な金銭、貴金属その他貴重品を本ジムへ持ち込む行為
- ⑮ 当社のスタッフに対する、他社への就職の斡旋ないし引き抜き行為
- ⑯ 会員以外の方の本ジムへの同伴行為

- ⑰ 刺青・タトゥーを他の会員に見える状態のままレッスンを受ける行為
- ⑱ ペット等動物を本ジム施設に持ち込む行為
- ⑲ 本ジム施設内において喫煙する行為
- ⑳ 酒気を帯びている状態または精神作用のある薬物を使用した状態でレッスンを受ける行為

#### 第 15 条 (施設利用の禁止、退場)

会員が以下のいずれかに該当するときは、当社は当該会員に対する本ジム施設利用の禁止、または施設からの退場を命じることができます。

- ① 会員が第14条の各号に該当する行為に及んだとき
- ② 伝染病、その他、他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患している、または罹患しているおそれがあるとき
- ③ 医師からの運動を禁止されている等、レッスンを安全に受けることが困難なとき
- ④ その他、当社がレッスンを安全に受講できないと判断したとき

#### 第 16 条 (免責)

- 1 会員は、自らの責任において本ジムを利用するものとし、当社は、本ジム利用中の事故により、会員、及び体験レッスン受講者が被った損害について、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
- 2 当社は、本ジム外において生じた事故により、会員、及び体験レッスン受講者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、会員、及び体験レッスン受講者が、金銭、貴金属その他の貴重品を紛失した場合、及び盗難被害に遭った場合において、一切の責任を負いません。

#### 第 17 条 (施設の休業)

- 1 本ジムは、所定の定休日のほか、以下に該当する場合には、本ジムの全部、または一部を休業できるものとします。
  - ① 気象、災害等により、当社のインストラクター・スタッフ、または会員に危険が及ぶと判断される時
  - ② 施設の増改築、補修、点検により、やむを得ず休業するとき
  - ③ 従業員研修、福利厚生その他の理由による臨時休業のとき
  - ④ 著しい社会情勢の変化があったとき
  - ⑤ その他、本ジムの運営・管理上、やむを得ない事情により休業するとき
- 2 前項の場合、緊急やむを得ない場合を除き、1 週間前に、本ジムにおける掲示による方法、またはホームページにおいて告知する方法により、会員に周知するものとします。
- 3 第1項により本ジムが休業した場合においても、レッスン料の返還ないし減額はいたしません。

#### 第 18 条 (施設の閉鎖)

- 1 当社が本ジムの全部を閉鎖する場合、災害等やむを得ない事情がある場合を除き、施設閉鎖の3か月前までに、本ジムにおいて掲示する方法、またはホームページにおいて告知する方法により、会員に周知するものとします。

2 本ジムの諸施設の全部を廃止した場合、会員は閉鎖日をもって退会したものとし、会員はすでに納入された会費の返金を求めることはできません。

3 当社は、本ジムの閉鎖に関し、会員に対する損害賠償の責任を一切負わず、会員は当社の責任を一切追求せず、異議を述べないものとします。

#### 第 19 条 (入会金・レッスン料等の変更)

当社が必要と認めるときは、本会則において定める入会金、レッスン料の金額を変更することができます。

#### 第 20 条 (個人情報の保護)

1 当社は、当社の保有する会員、会員であった者、及び体験レッスン受講者の個人情報を厳重に保管・管理し、個人情報保護に関する法令、その他の規範及びガイドラインを遵守します。

2 当社は、個人情報は、本ジムの運営、サービスの提供、及び個人認証等に利用することがあるほか、法令に基づく場合等正当な理由がある場合には、第三者に開示することがあります。

#### 第 21 条 (会則の改定)

1 本会則は、当社が必要と認めた場合には改訂することができます。

2 会則を改訂した場合には、当社は、本ジムにて掲示する方法、またはホームページにおいて告知する方法により、会員に周知するものとし、その掲示・告知をもって全会員に対する効力を生じるものとします。

#### 第 22 条 (専属的合意管轄)

本ジムに関して当社と会員との間に生じた一切の紛争について、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 23 条 (効力の発生)

本会則は、2015 年 10 月 27 日より発効するものとします。